



**経済連携協定(EPA)に基づく
外国人介護福祉士候補者受入れについて**

公益社団法人 国際厚生事業団
受入支援部長 稲垣 喜一 様

【内 容】

1. EPA介護福祉士候補者受入れ枠組みの趣旨・特徴
2. EPA受入れの枠組
3. 送り出し・受入れ調整機関
4. EPA介護福祉士候補者の特徴
5. あっせんの流れ
6. 受入れ機関の費用負担（概要）
7. 受入れの留意点

EPA介護福祉士候補者受入れ枠組みの趣旨・特徴（趣旨）

- 二国間の経済活動の連携の強化
- 経済連携協定（EPA）に基づき、**公的な枠組みで特例的に受入れ**
- 候補者は、就労・研修をしながら**介護福祉士資格の国家資格を取得**する
 - 資格取得後は、引き続き、日本で就労可能。両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう努める。
- 受入れ機関・施設は、**研修体制の整備、適切な研修を行う**必要がある
- 本制度は、日本の介護分野の労働力不足への対応ではない

EPA介護福祉士候補者受入れ枠組みの趣旨・特徴（特徴①）

● 一定の要件を満たした候補者を受入れ

- ・ 母国の看護教育修了者等
- ・ 日本語能力の要件
 - ベトナム N3以上
 - インドネシア・フィリピン N4程度以上（※）（※）フィリピンは調整中

● EPA候補者の受入れ機関は、一定の要件※を遵守する必要

※EPA候補者の報酬について、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を確保すること、研修体制の整備・実施等

● 就労前に約1年間の訪日前・訪日後日本語研修を実施

● 国や国際厚生事業団による支援を実施

- ・ 研修補助金、日本語学習・国家試験対策の学習支援、無料相談窓口、等

EPA介護福祉士候補者受入れ枠組みの趣旨・特徴（特徴②）

● 候補者は介護業務に従事

- ・ 資格取得後は、職場のリーダー、外国人材の教育役として活躍

● 候補者の年間受入れ最大人数を設定

- ・ 国内労働市場への影響や制度の適正な運用の確保の観点から、年度ごとに設定

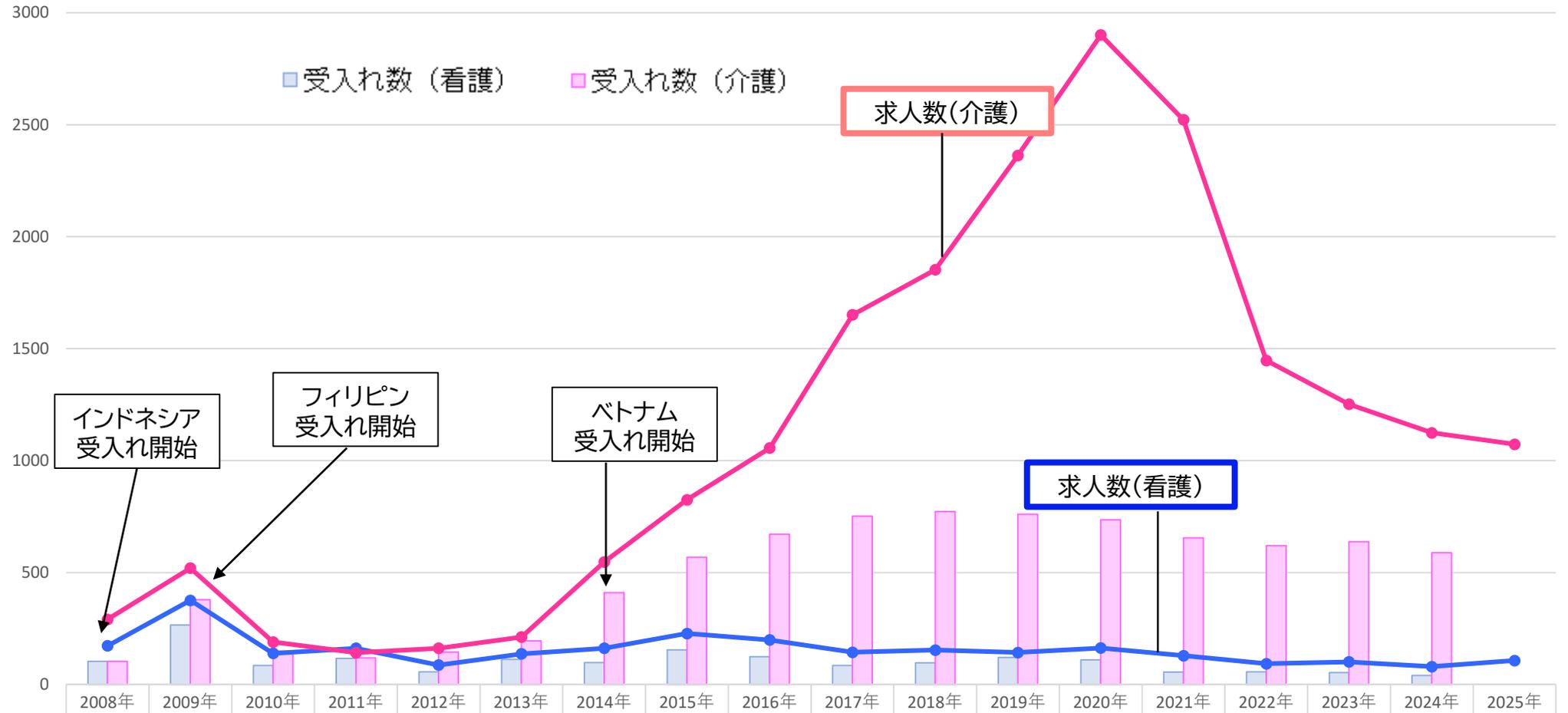
● 送出しは送出国の政府機関が、受入れはJICWELSが一元的に実施

- ・ 送り出し調整機関： 比：DMW、尼：BP2MI、越：DOLAB
- ・ 受入れ調整機関：国際厚生事業団（※）

（※）EPA候補者受入れではJICWELS以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者によるあっせんを受けることはできません。

EPA候補者の求人数・受入れ数の推移

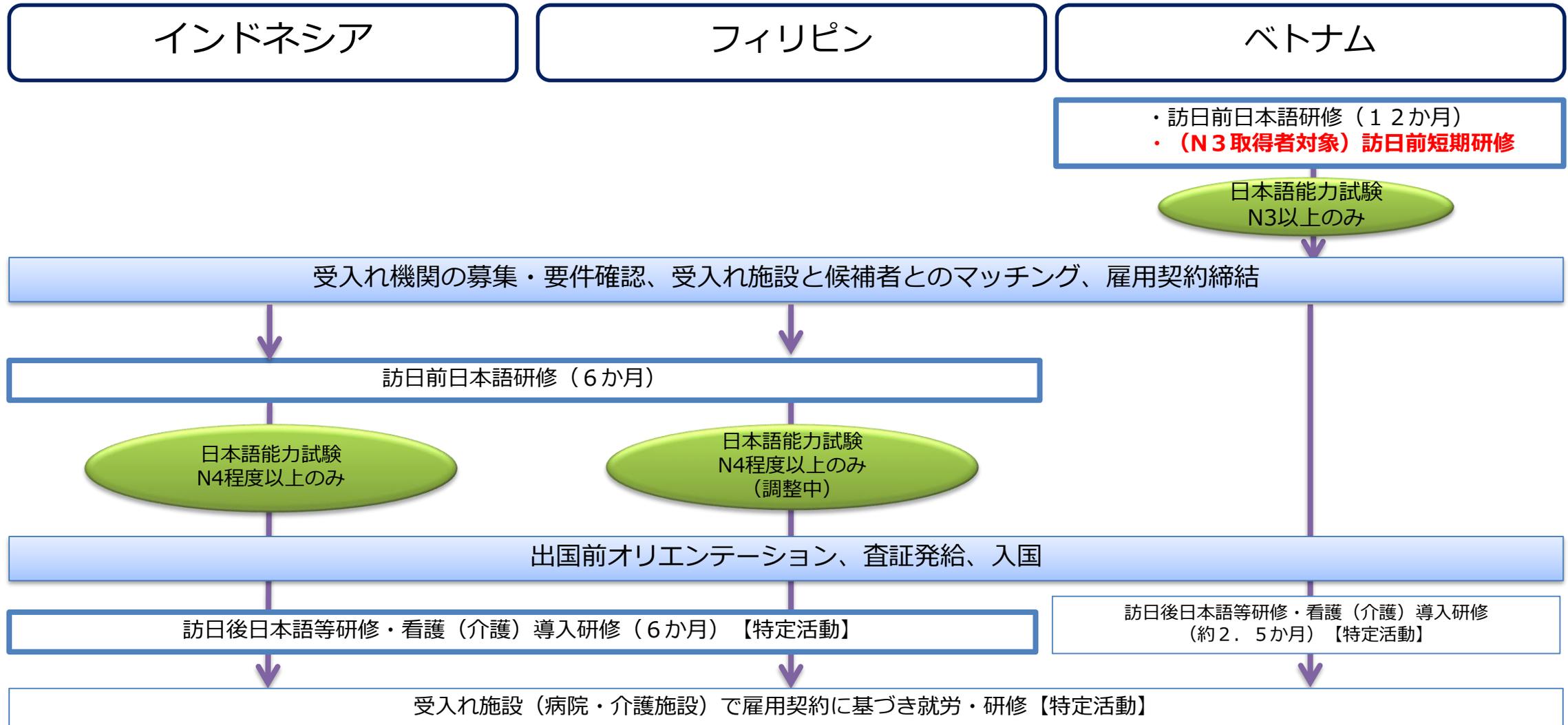
2024年度までに看護師候補者1738名、介護福祉士候補者8264名が来日。



	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
■ 受入れ数 (看護)	104	266	85	117	57	112	98	155	124	85	97	121	110	56	57	53	41	
■ 受入れ数 (介護)	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	761	736	655	620	638	589	
● 求人数 (看護)	173	376	139	162	87	137	162	228	199	144	154	143	163	129	93	101	80	107
● 求人数 (介護)	291	520	190	142	162	212	547	825	1056	1651	1852	2363	2901	2522	1447	1252	1124	1073

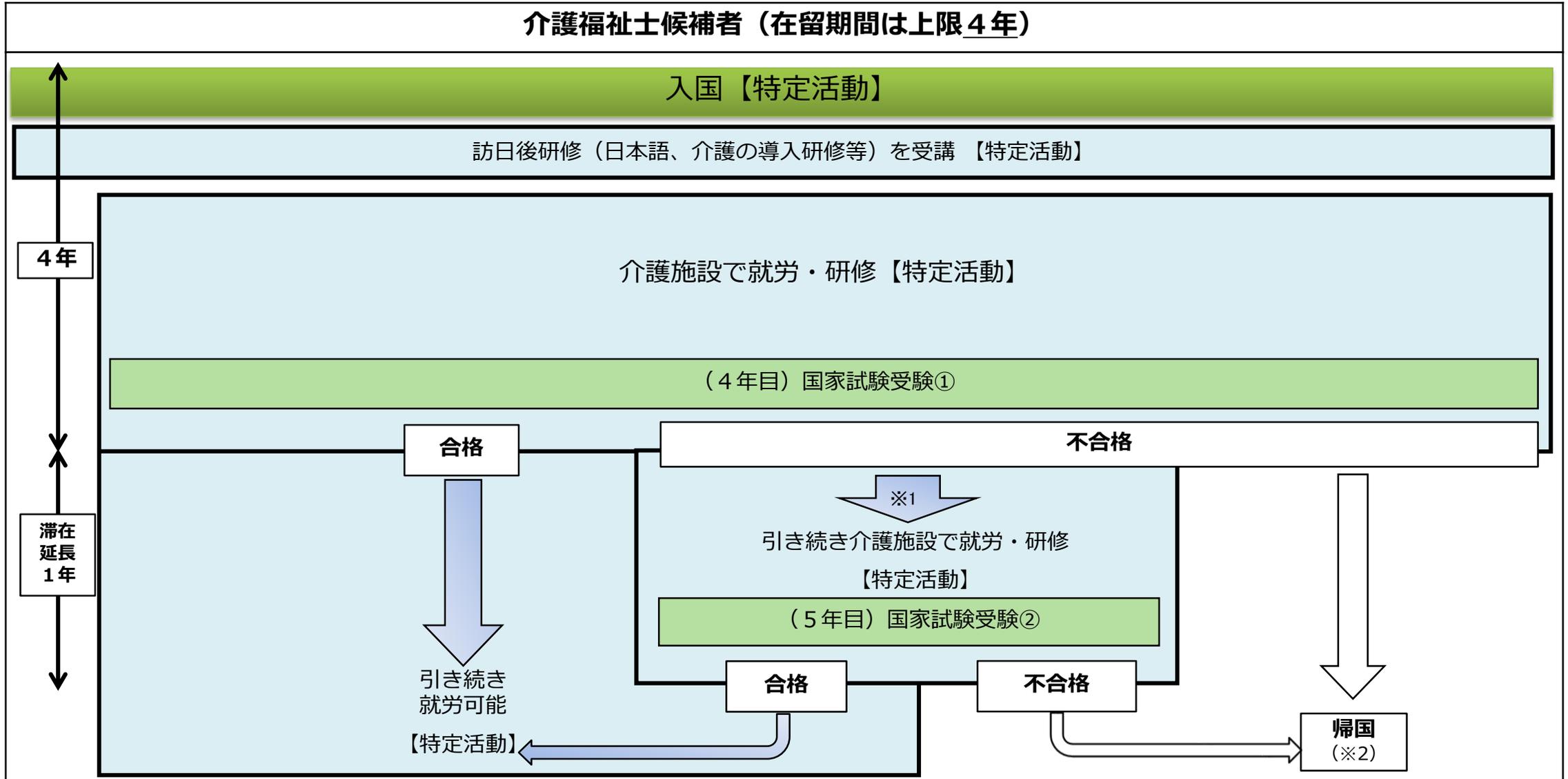
※受入れ数は入国時点。

EPA受入れの枠組（就労開始まで）



- ※ 【 】内は在留資格を示す。
- ※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。
- ※ フィリピン及びインドネシアにおいては日本語能力試験N4又はN3を取得した候補者は、訪日前日本語研修が免除。
- ※ 介護については、フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

EPA受入れの枠組（就労開始後）



（※1）一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

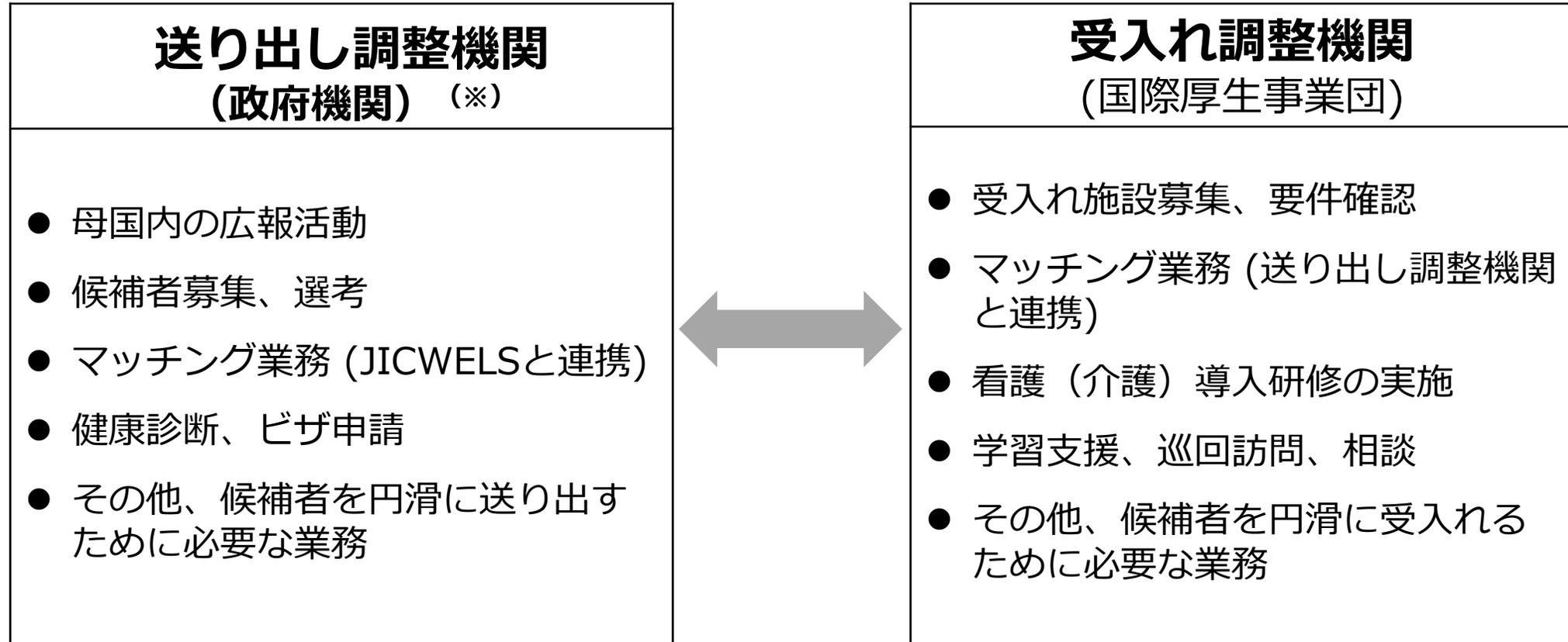
（※2）帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

（注）【 】内は在留資格を示す。

（出典：厚生労働省（一部修正））

EPA介護福祉士候補者の送り出し・受入れ調整機関

EPAでは、送り出し・受入れ調整機関が、両国政府によって指定されている。



(※) 各国の送出し調整機関

インドネシア：BP2MI（インドネシア在外労働者保護庁）、**フィリピン**：DMW（フィリピン移民労働者省）、**ベトナム**：DOLAB（ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局）

EPA介護福祉士候補者受入れ施設の要件（概要）

- 受入れ機関の責務には、「労働関係法令等の遵守を通じた適正な労働条件の確保」、「国家資格の取得を目標とした適切な受入れ体制の確保、研修の実施」等がある。
- 受入れ機関は厚生労働省告示※¹及び法務省告示※²に基づく一定の要件を満たす必要がある。

求められる要件

1. 受入れ施設の要件
 - ・法令に基づく職員の配置基準を満たしている定員30人以上の施設
 - ・常勤介護職員の4割以上が介護福祉士を有する職員である
 - ・定期報告・随時報告への対応
 - ・巡回訪問への協力、等
2. 研修の要件（国家試験受験に配慮した研修計画の作成、研修責任者の配置等）
3. 労働契約の要件（候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うことができる）
4. 候補者の宿泊施設が用意できる
5. 候補者の帰国費用の確保などの帰国担保措置を講じることができる

注：EPA候補者の受入れ要件は、EPA候補者を受け入れている間、常に満たしている必要があります。受入れ機関が要件を満たしていないことが判明した場合、3年間の受入れ停止の対象となる場合があります。

EPA介護福祉士候補者の特徴

1. 学歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・看護系学校(大学等)卒 ・大学等の高等教育機関卒 + 母国政府認定の介護士(※) <p>(※)フィリピン・インドネシアのみ。</p>
2. 日本語能力	<p>就労・研修開始時の日本語能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム N3以上 ・インドネシア・フィリピン N3程度以上(※入国時N4程度以上)
3. 在留期間	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前 原則4年間(一定の条件を満たせば5年) ・資格取得後 制限なしで更新可能
4. 就労可能なサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前 訪問系サービスは不可 ・資格取得後 訪問系サービスも可能
5. 夜勤	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前 ①雇用直後の者(※)、②雇用後6か月経過の者、③N2以上の者、は可能 ・資格取得後 雇用直後から可能
6. 家族の帯同	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前 不可 ・資格取得後 家族(配偶者・子ども)の帯同可能

(※) 事業者が当該候補者の日本語能力、研修の実施状況等を勘案し、当該候補者を人員配置基準で職員等とみなすこととした者など、一定の条件がある。

EPA候補者のあっせんの流れ

1. 受入れ希望機関(施設)の募集(求人募集):
年に1回(例年4~5月頃)
2. 1施設当たりの単年度受入れ人数:
1か国につき原則2名以上5名以内
3. 求人登録申請から候補者の就労・研修開始までに
約1年から1年半程度かかる

EPA候補者のあっせんの流れ



※注:ベトナム人受入れでは、候補者の募集・選考は、日本側の求人登録申請前に実施されます。

受入れ機関の費用負担（概要）

候補者 1 名あたり60万円程度（※1）

お支払い先等		金額
JICWELS	求人申込手数料（※2）	30,000円/1施設（税別）
	あっせん手数料	131,400円/1名（税別）
	滞在管理費	20,000円/1名、年度毎（税別）
インドネシア（※3）	送り出し調整機関への手数料	400.5万ルピア相当（約42,000円） /1名
フィリピン（※3）	送り出し調整機関への手数料	450米ドル相当（約66,500円） /1名
	健康診断実施機関への支払い	3,600ペソ程度（約9,120円） /1名
ベトナム（※3）	送り出し調整機関への手数（※4）	450米ドル相当（約66,500円） /1名
日本語研修機関（※5）（※6）		360,000円/1名（税込）

（※1） 1施設当たりの年間受入人数は1か国につき原則2名以上5名以内。（※2） 表示額は初受入れ施設の場合。（※3） 金額は予定額。2024年2月時点の換算レートで算出。（※4） 手数料のほか、出国前健診費用がかかります。（※5） ベトナム人候補者受入れの場合、26万円（税込）（日本語研修の一部負担金）を日本語研修機関、10万円（税別）（看護・介護導入研修の一部負担金）をJICWELSにお支払い頂きます。（※6） 尼比人日本語研修免除者受入れの場合、日本語研修機関への支払いは不要。但し、尼人約22万円、比人約20万円をJICWELSにお支払い頂きます。

EPA介護福祉士候補者の受入れの留意点

職員、利用者等の
受入れへの理解

組織内の
協力体制づくり

宗教・文化の
違いへの配慮

処遇、研修計画等の
丁寧な説明

まずは、オンライン説明会にお気軽にご参加ください

**EPA 看護師・介護福祉士候補者
受入れ機関募集**

国際厚生事業団では、EPA（経済連携協定）に基づき 2025 年度に来日する
インドネシア人、フィリピン人、ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入れ機関を募集します。
EPA 候補者は、受入れ機関で就労・研修を経て看護師・介護福祉士国家資格の取得に臨み、
引き続き日本国内で看護師・介護福祉士として就労することを目指します。

募集期間
2024年
3月21日(木) ▶
4月24日(水)

EPA 候補者受入れのメリット

- 約 1 年の訪日前・後日本語研修後に入職
- 日本語学習及び国家試験対策に対する支援
- 豊富な経験に基づくサポート
- 現場のチームワークやモチベーションの向上
- 政府間での受入れなので安心
- 明るく丁寧な姿勢が患者・利用者から高評価
- 国際交流の促進

説明会 3月21日(木) 13時より
オンライン動画配信により実施

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-17-14 松岡銀七ビル 3 階
お問い合わせ：受入支援部 E-mail: shien-assen@jicwels.jp
Tel: 03-6206-1138 <https://jicwels.or.jp/>

1. 開催予定時期 2025年3月頃

2. 説明会の主な内容(昨年度例)

- ・EPA受入れ制度の概要、ポイント
- ・受入れスケジュール、費用
- ・受入れ事例、受入れ前後の準備、など

3. 開催時期、参加申込方法等は、JICWELS
ホームページ上でご案内いたします。

昨年度例（※すでに説明会、募集は終了しております）

お問い合わせ先

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

- ・ 電話：03-6206-1138
- ・ 電子メール：shien-assen@jicwels.jp
- ・ ホームページ：<https://jicwels.or.jp/>

当事業団ホームページにて
EPA制度の詳しい説明動画・資料
・受入れ事例を公開中



参考資料

- 【参考1】 2025年度来日EPA候補者受入れの主なスケジュール（予定） …… 19
- 【参考2～7】 EPA介護福祉士候補者受入れの要件 …… 20
- 【参考8～12】 受入れ機関の費用負担について …… 26
- 【参考13】 介護福祉士候補者等への学習支援及び試験上の配慮 …… 29

2025年度来日EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)

受入れ希望機関による手続き等	日程		
	フィリピン	インドネシア	ベトナム
1. 受入れ制度等に関するオンライン説明会	2024年3月21日(木) 13時～16時 (オンライン説明会動画配信は4月上旬予定)		
2. 受入れ希望機関からの求人登録申請受付	3月21日(木) 15時～4月24日(水) ・全てオンライン申請の場合：4月24日(水) 17時30分締切 ・郵送の場合：オンライン申請完了後、4月24日(水) 17時必着		
3. 受入れ希望機関の要件確認結果の通知	7月上旬		
4. 現地合同説明会、JICWELSによる面接	7月下旬	8月下旬	12月上旬
5. 受入れ希望機関にマッチングの手続き案内	8月中旬	9月上旬	2025年1月下旬
6. マッチング	8月中旬～10月中旬	9月上旬～11月中旬	1月下旬～3月上旬
7. 訪日前6か月日本語研修開始	11月上旬	11月下旬	—
8. 候補者来日、訪日後日本語等研修開始	2025年6月上旬 (6か月間の日本語等研修)	2025年6月中旬 (6か月間の日本語等研修)	2025年5月下旬 (2.5か月間の日本語等研修)
9. 就労開始時期	2025年12月上旬	2025年12月中旬	2025年8月上旬

受入れ施設の要件（施設の種別等）

◆ P21、22に掲げる施設の種別等の要件を満たす介護施設であって、以下の要件を満たしていること。

- ① 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。
- ② 介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。（※1、2）

（※1）算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなして差し支えありません。

（イ）受入れ施設において就労を開始した日から6か月を経過した介護福祉士候補者

（ロ）受入れ施設において就労を開始した日から6か月を経過していない介護福祉士候補者であって、事業者が、当該介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに受入れ施設の管理者、研修責任者等の意見等を勘案し、当該介護福祉士候補者を人員配置基準において職員等とみなすこととした者（※注）

（ハ）日本語能力試験でN1又はN2（2010年3月31日までに実施された日本語能力試験の場合は1級又は2級）に合格した介護福祉士候補者

ただし、（ロ）に該当する者を配置基準において職員等とみなす場合は、次のア及びイを満たすこと。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること（※注）

（※2）人員配置基準上、従業員の員数として算定される従業員かつ直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格に関わらず認知症基礎研修の受講の義務づけの対象とされており、EPA介護福祉士候補者も対象です。

- ③ 常勤介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

※ その他、P23、24、25に掲げる要件を満たす必要があります。

受入れ施設の要件(施設の種別等(1))

定員30名以上であり、かつ、以下の1～5までのいずれかに該当する施設であること。

定員
30
名以上

1. 児童福祉法に規定する**障害児入所施設**
2. 生活保護法に規定する**救護施設**又は**更生施設**
3. 老人福祉法に規定する**養護老人ホーム**又は**特別養護老人ホーム**
4. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する**特定施設入居者生活介護**（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防特定施設入居者生活介護**（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する**介護老人保健施設**、若しくは**介護医療院**
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する**障害者支援施設**又は**福祉ホーム**

以下のサテライト型施設の場合は、その本体施設が上記の1～5までのいずれかに該当し、かつ、本体施設の定員が30名以上であること。

6. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型養護老人ホーム**
7. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型居住施設**
8. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に規定する**サテライト型小規模介護老人保健施設**
9. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型特定施設**

受入れ施設の要件(施設の種別等(2))

以下の施設の場合は、定員要件を満たしている1～9までの介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されていること。

10. 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
11. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
12. 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
13. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、若しくは介護医療院
14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム
15. その他10～14までに類する通所サービスを提供する施設

受入れ施設の要件

- ◆ 過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがなく、かつ、EPA看護師・介護福祉士候補者及び EPA看護師・介護福祉士(以下、EPA看護師等)の受入れにおいて、以下の行為を行ったことがない受入れ機関により設立されたものであること。
 - ✓ 虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為
 - ✓ 受入れ機関に義務付けられた報告の拒否又は不当な遅延
 - ✓ 巡回訪問の際の求められた必要な協力の拒否

定期報告・随時報告への対応

- ◆ 厚生労働省告示及び法務省告示に基づく定期報告、随時報告を行うこと。

定期報告

受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況、労働契約の要件の遵守状況について、毎年1月1日現在の状況を、当事業団にご報告いただく必要があります。

随時報告

以下の事案が発生した場合に、告示で定められた期間内にその旨を当事業団にご報告いただく必要があります。

- ✓ EPA看護師等が在留資格を変更した場合
- ✓ EPA看護師等との労働契約を終了する場合
- ✓ 候補者が帰国した場合
- ✓ 候補者が受験した国家試験の合否が判明した場合
- ✓ EPA看護師等が失踪した場合
- ✓ EPA看護師等が不法就労活動に従事した場合
- ✓ EPA看護師等が死亡した場合

巡回訪問への協力

- ◆ 国際厚生事業団による巡回訪問の際に必要な協力を行うこと。

研修の要件

- ① 研修内容は、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- ② 研修を統括する研修責任者、専門的な知識・技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 研修責任者は、原則※として、5年以上介護業務に従事した経験があつて、介護福祉士の資格を有するものとする。
※ 5年以上の介護業務の経験がない場合であっても、介護福祉士実習指導者講習会を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者については、研修責任者としての要件を満たします。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

労働契約の要件（同等報酬の確保）

- ◆ EPA候補者と締結する労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものであること。
 - ✓ EPA看護師候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する日本人看護補助者の報酬が比較対象となります。
 - ✓ EPA介護福祉士候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する無資格の日本人介護職員の報酬が比較対象となります。
 - ✓ 同等報酬の確保については、求人登録申請時の要件確認のほか、年に一度の巡回訪問や定期報告の際にも当事業団が確認を行います。

宿泊施設確保・帰国担保措置の要件

- ◆ EPA候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

宿泊施設について

- ✓ EPA候補者の宿泊施設の確保の方法は、職員寮を準備する方法のほか、賃貸住宅を手配する等の方法も認められます。
- ✓ 賃貸住宅等の費用は実費の範囲内でEPA候補者本人に負担させることは認められます。敷金・礼金等も含めた負担額を予め求人票にご記載ください。宿泊施設の利用条件や候補者の自己負担額に幅がある場合もすべて求人票にご記載ください。
- ✓ 宿泊施設の確保にあたっては、EPA候補者のプライバシーやセキュリティが十分に確保されるようご配慮ください。

帰国担保措置について

- ✓ EPA候補者の帰国旅費は、労働契約終了の原因がEPA候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関の負担となります。

注：EPA候補者として許可された滞在期間中に看護師・介護福祉士の国家資格が取得できなかったこと自体をもって、候補者の重大な責に帰する場合に該当することとなるものではありません。

参考8

EPA候補者受入れに係る費用（インドネシア人・フィリピン人）

支払い先	種類	インドネシア人	フィリピン人
国際厚生事業団	求人申込手数料 ^(※2)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、1年間当たり	
送り出し調整機関	手数料等	400.5万ルピア (約42,000円)/人 ^(※3)	・450米ドル(約66,500円)/人 ^(※3) ・3,600ペソ(約9,120円)/人 ^(※4)
訪日後日本語研修機関	日本語研修の 一部負担金	360,000円(税込)/人	
合計 ^(※5)		約583,400円	約617,020円

(※1)本表での「候補者」とは、訪日前後日本語研修を受講する候補者を指します。

(※2)求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、資料10をご参照ください。

(※3)日本円の表示額は、2024年2月時点の参考値です。

(※4)健康診断実施機関への支払い額(2023年度実績)。2025年度は、調整中。

(※5)2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

EPA候補者受入れに係る費用（ベトナム人）

支払い先	種類	候補者	再チャレンジ生(候補者)(※1)
国際厚生事業団	求人申込手数料(※2)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、1年間当たり	
	看護・介護 導入研修経費	100,000円(税別)/人	
送り出し調整機関(※3)	手数料等	・450米ドル(約66,500円)/人 ・出国前健康診断費用(金額は調整中)(※4)	
訪日後日本語研修機関	日本語研修の 一部負担金	260,000円(税込)/人	・260,000円(税込)/人 ・(約70,000～80,000円/人)(※5)
合計(※6)		約607,900円+出国前健診費用	約687,900円+出国前健診費用

(※1)「再チャレンジ生」とは、訪日前の日本語研修修了年度でN3以上を取得できず、その翌年以降にN3以上を取得した者やマッチング不成立者を指します。

(※2)求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、資料10をご参照ください。

(※3)日本円の表示額は、2024年2月時点の参考値です。

(※4)2025年度のベトナム国送り出し調整機関(DOLAB)への健康診断費用の支払い額は調整中。

(※5)再チャレンジ生の来日渡航費は、候補者又は受入れ施設の負担となります。求人申請の際に、再チャレンジ生の来日渡航費を負担する意向の有無をJICWELSから受入れ機関側に確認させていただきます。

(※6)2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

参考10

求人申込手数料の割引について

		通常の手数料額 (税別)	割引後の手数料額 (税別)
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか1か国に 求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	30,000円	割引なし
	既受入れ施設の場合	30,000円	20,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか2か国に 求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	60,000円	45,000円
	既受入れ施設の場合	40,000円	30,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越3か国に 求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	90,000円	67,500円
	既受入れ施設の場合	60,000円	45,000円

なお、求人申込手数料は同一コースに求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

- EPA受入れでは、受入れ施設での研修経費への助成金、充実した日本語学習、国家試験対策等の支援がある

訪日前

日本語研修

・インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム1年間

訪日後

日受介
本入護
語れ導
研施入
修設研
対修・
象就
インドネシア、フィリピン6カ月・ベトナム2.5カ月
就労ガイダンス（約10日）
就労前説明会

受入れ施設での就労・研修中

1 受入れ施設における**研修指導経費の支援**(※1)

- 候補者1人当たり年間150千円以内
日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣／日本語学校への通学／模擬試験や介護技術講習会への参加／学習支援に必要な備品購入費
- 候補者1人当たり年間75千円以内
喀痰吸引等研修の受講(当該候補者、日本での滞在期間中1回までを対象)
- 1施設当たり年間60千円以内
受入れ施設の研修担当者への手当 等

2 外国人介護福祉士候補者**学習支援事業**(※2)

- (1)学習年度別の集合研修(模擬試験含む)の実施
- (2)学習年度別のオンライン研修(動画講義・ライブ講義)の実施
- (3)学習年度別の通信添削試験の実施
- (4)各種学習教材の提供
- (5)e-ラーニング学習支援システムによる各種学習コンテンツ及び情報の提供
- (6)チャレンジ問題、自己学習チェックシート、自己学習計画シートの提供
- (7)学習相談(専門家による指導・相談)の実施
- (8)担当者向けオリエンテーション
- (9)再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導の実施、e-ラーニングの提供等)

3 **相談窓口、巡回訪問等**(国際厚生事業団)

- (1)相談窓口の設置(英語・インドネシア語・ベトナム語対応)
- (2)受入れ施設への巡回訪問
- (3)メールマガジンの配信(EPA関連情報等の提供)
- (4)国家試験過去問題の翻訳・提供
- (5)研修好事例等を受入れ施設担当者及び候補者に提供

介護福祉士国家試験受験
全ての漢字への振り仮名付記、疾病名等への英語表記等
試験時間の延長(1.5倍)

(※1)都道府県を通じた助成、(※2)実施団体:国際厚生事業団(2024年度)